

社会福祉法人白川直会会評議員等に対する報酬及び費用弁償規定

(趣旨)

第1条 社会福祉法人白川直会会役員及び評議員（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 評議員等の報酬（以下「報酬」という。）の額は、会議出席等、1日（1回）につき5,000円（源泉所得税控除後）を支給することができる。

2. 理事長の報酬月額を700,000円を限度とする。

(職員である者の特例)

第3条 評議員等がかつ社会福祉法人白川直会会職員である者に対しては、評議員等としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 評議員等が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。

2. 費用弁償の額は、指定介護老人福祉施設り苑旅費規程を適用する。

(旅行命令)

第5条 評議員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(退職金及び慰労金の支給)

第6条 退職金及び慰労金は、常勤及び非常勤の役員等へ以下に示す場合において支払うことができるものとする。

2. 退職金は、理事長及び常勤の理事を対象とし、下記の計算方法に基づき支払うことができるものとする。なお、この規定の退職とは、理事長及び常勤の理事すべての任務が解かれ、再任用が予定されていない状態のことをいう。ただし、退職金は勤続年数が一年未満の者には支給されないものとする。

退職金＝理事在職中の最終月額報酬×在任年数

3. 理事長の退職金限度額を20,000,000円とし、常勤の理事の退職金限度額を5,000,000円と定める。

4. 慰労金は、非常勤役員等に法人への貢献に対し下記のとおり支払うことができるものとする。

慰労金＝10,000円×在任年数

(準用規定)

第 7 条 この規定に定めるものを除くほか、評議員等の報酬及び費用弁償の支給方法については指定介護老人福祉施設るり苑の例による。

附則

この規定は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

(1) 平成 17 年 3 月 21 日改正

○第 2 条 1 項

報酬の額 勤務 1 回につき 10,000 円を 18,000 円

月額限度額 300,000 円を 700,000 円とする。

(2) 平成 19 年 1 月 1 日改正

○第 2 条 1 項

報酬の額 勤務 1 回につき 18,000 円を会議出席等 1 日 (1 回) につき 10,000 円を支給することが出来る。

2. 理事長の報酬月額は 400,000 円とする。

(3) 平成 22 年 3 月 25 日改正

○第 2 条 1 項

2. 理事長の報酬月額は 700,000 円を限度とする。

(4) 平成 26 年 6 月 1 日改正

○第 2 条 1 項

報酬の額を変更

(5) 平成 28 年 12 月 1 日改正

○第 2 条 1 項

報酬の額を変更

(6) 令和 2 年 7 月 1 日改正

○第 2 条 1 項

報酬の額を変更